

## 市第29号議案

## 県道の路線の認定及び廃止に関する意見提出

次のように県道の路線を認定し、及び廃止することについて市長の意見を求められたので、これに同意する旨の意見を神奈川県知事に提出する。

令和3年9月10日提出

横浜市長 山中竹春

認定及び 廃止の別	整理 番号	路線名	起 終 点 点	備 考
認 定	170	戸塚亀井野	横浜市戸塚区深谷町 藤沢市亀井野	横浜市域の終端は、 戸塚区俣野町
廃 止	54	菖蒲沢戸塚	藤沢市菖蒲沢 横浜市戸塚区深谷町	横浜市域の起端は、 戸塚区俣野町

## 提案理由

県道の路線を認定し、及び廃止することについて神奈川県知事に意見を提出したいので、道路法第7条第3項及び第10条第3項の規定により提案する。

**参 考**

**道 路 法（抜粋）**

（都道府県道の意義及びその路線の認定）

第 7 条（第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 第 1 項の規定により都道府県知事が認定しようとする路線が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の市（以下「指定市」という。）の区域内に存する場合には、都道府県知事は、当該指定市の長の意見を聴かななければならない。この場合において、当該指定市の長は、意見を提出しようとするときは、当該指定市の議会の議決を経なければならない。

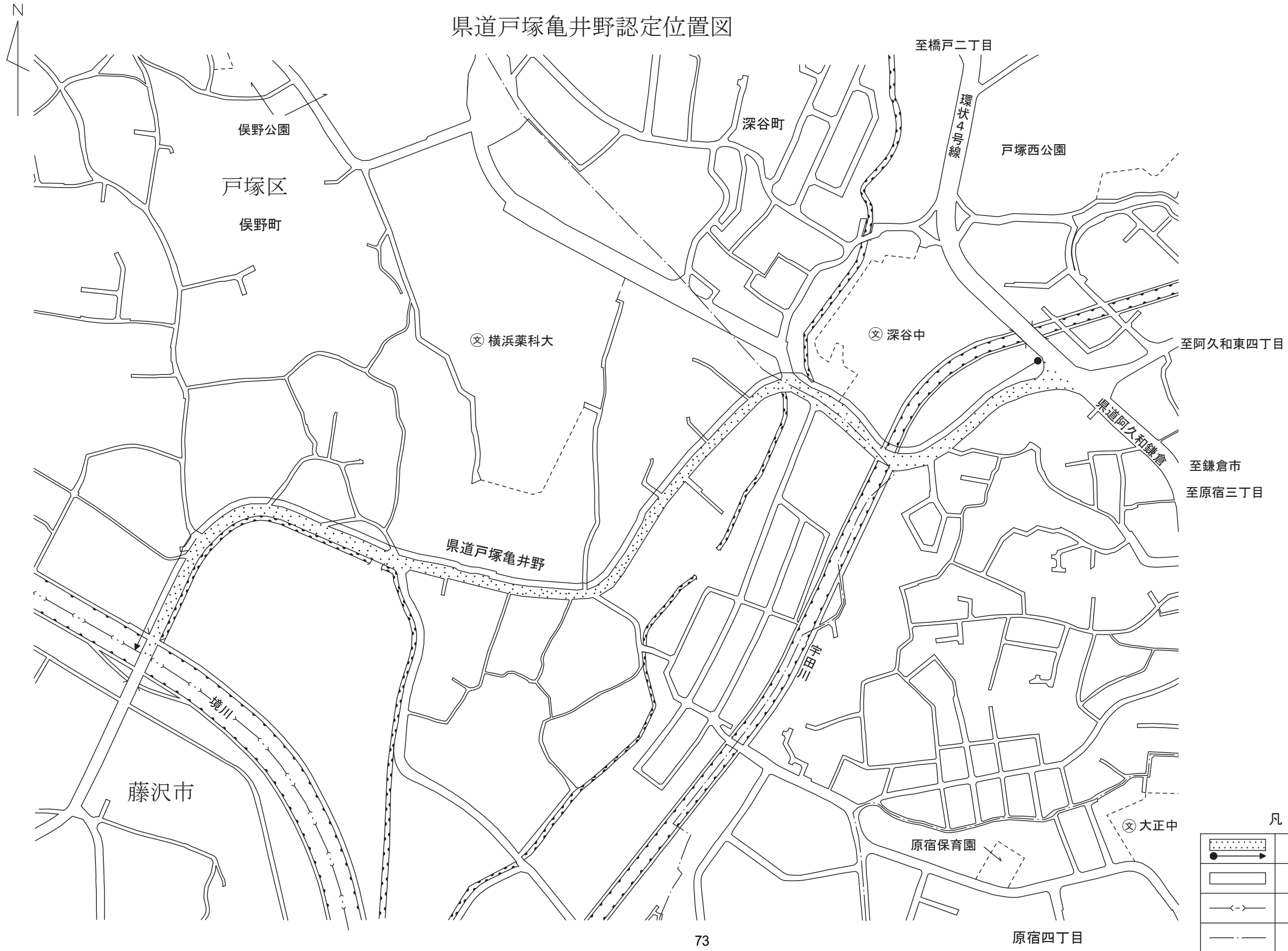
（第 4 項から第 8 項まで省略）

（路線の廃止又は変更）

第 10 条（第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

### 県道戸塚亀井野認定位置図



### 県道菖蒲沢戸塚廃止位置図



凡 例

	廃止道路
	在来道路
	市境界
	町界